

## 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正について

令和元年11月26日

こども部保育整備課

### 1 改正の趣旨

「建築基準法の一部を改正する法律」を踏まえ、国の基準（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

※同条例を準用している「柏市認定こども園の認定の要件を定める条例」第18条について、附則による改正を行います。

### 2 類型

類型	主な特徴	本市施設数 (H31.4 現在)
保育所	定員20人以上（柏市公募要領では90人以上を基本に最低60人以上） ※全員保育士	66

### 3 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項の規定により、改正条項は従うべき基準とされていることから、次の事項について、国基準に従い別紙のとおり改正します。

#### (1) 保育所の設備基準に係る現行規制の維持

※柏市における該当施設なし。

### 4 施行期日

令和2年4月1日

### 5 今後のスケジュール

令和2年2月 令和2年第1回定例会に議案提出

(別紙) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正に係る国基準（省令）の改正内容

国基準（省令）				対象	柏市対応 (案)
条項	区分	項目	内容		
第32条 第8項	従う べき 基準	3階以上に保育 室等を設ける場 合の基準	建築基準法の改正により、3階で延べ床面積が200㎡未満のものは耐火建築物とする対象から除かれることとなったが、保育所については、改正前と同等の耐火性能を担保することとした。	保育所	(第34条 第8号) 国基準 どおり 改正